

木材利用ポイントについて

平成25年6月

林野庁

我が国の森林(人工林)の現状

- 日本の全森林資源量は49億 m^3 (平成24年)。
人工林を中心に高齢級のものが増え、毎年8千万 m^3 が増加。
- 日本全国の年間の用材需要量は7千万 m^3 (平成23年)。
木材自給率は26.6%(平成23年)で国産材の割合が少ない。

このままでは…

- 資源が劣化し、 CO_2 の吸収能力や多面的機能が低下。
- 農山村地域の活力が低下。

解決するためには、「国産材を使う」
「山で働く人を育てる」
「森林づくりをみんなで支える」
こと等が必要。



未利用間伐材等は
毎年2,000万 m^3

間伐が必要

少子高齢化の状態

国産材の供給が少ない

国産材の
用途が少ない

大部分を外材で
まかなう

- 価格も低下
- 再造林意欲の低下

間伐が行われないと…

- ・土壌が失われ、土砂崩れの原因になる
- ・ CO_2 吸収量が低下する
- ・病虫害が発生しやすい



木材利用ポイント事業(平成24年度補正予算:410億円)の概要

〈ポイント制度の対象〉

①木造住宅の新築等(25年4月～)

- ・スギ、ヒノキ等を主要構造材等として過半使用するもの
- ・使用する材の産地・樹種を広く表示するもの等

30万ポイント
(※被災地は50万ポイント)



②内装・外装の木質化(25年4月～)

- ・スギ、ヒノキ等を内装9m2以上、外装10m2以上活用するもの等

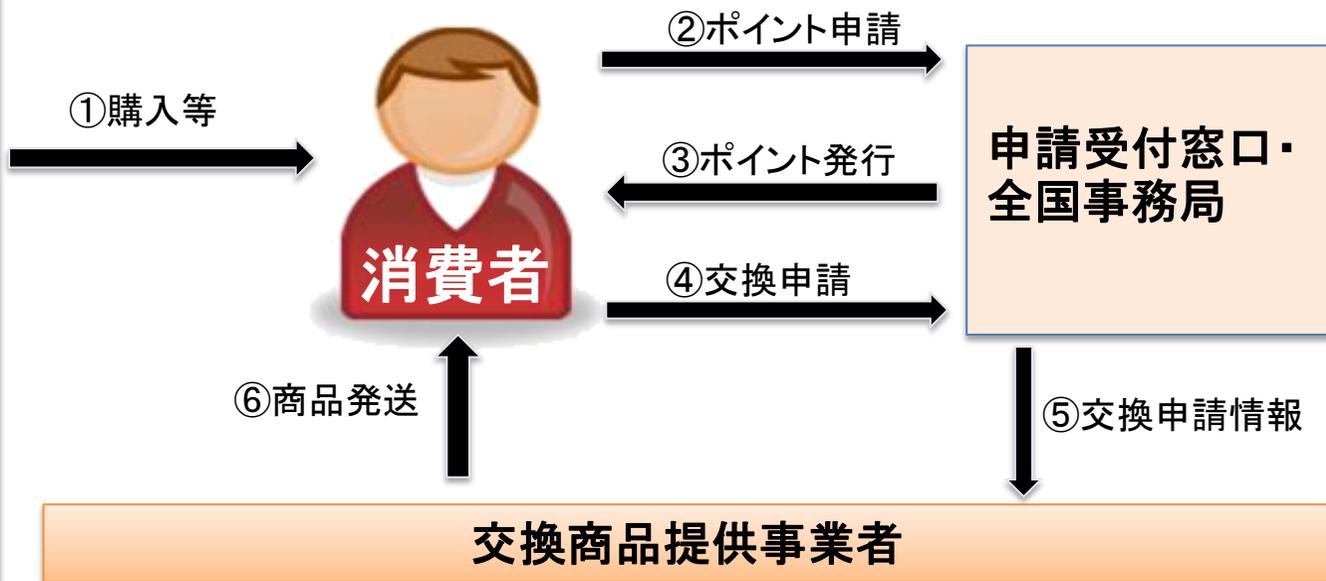
(内装の場合)9m2で2.1万ポイント、3m2ごとに7千ポイント
30万ポイントを上限



③木材製品及び木質ペレットストーブ・薪ストーブ(25年7月～)

- ・スギ、ヒノキ等を0.01m3以上使用し、かつ使用木材の過半使用したもの等

価格の10%相当
1製品あたり10万ポイントを上限



- ①地域の農林水産品等
- ②農山漁村及び森林における体験型旅行
- ③地域商品券、全国商品券等(森林づくり等に対する寄附つき)
- ④森林づくり・木づかい活動に対する寄附
- ⑤被災地に対する寄附
- ⑥即時交換

※全国商品券(農林水産品関連商品券を除く。)及び即時交換は付与ポイント数の50%を上限



ポイント付与の一例

○住宅の新築(1棟) -----> 30万ポイント



+

○内装木質化(45㎡) -----> $2.1万 + 0.7万 \times 12 ((45㎡ - 9㎡) \div 3㎡)$



= 10.5万ポイント

+

○テーブル・応接セット(50万円) -----> 5万ポイント



合計 45.5万ポイント

<木材利用ポイント> 産地・樹種に関する表示例

<看板要素の例>

① 建築中の邸名

〇〇様邸 新築工事



〇〇産の
△△を□□に
使用しています。

② 対象地域材の産地、
樹種及びそれらの使用
部位(柱、土台等)のうち
代表的なもの

④ 県産材認証等のマーク

〇〇工務店

③ 登録工事業者名

その木、?
どこの木?
木材利用ポイント実施中

④ 木材利用ポイントスローガン

<建設工事中の看板への掲出例>



木材利用ポイント事業により期待されること等

- 1 地域材を活用した**木造住宅の施工・木材製品等の購入の増加**(←ポイントという直接のインセンティブ)
- 2 消費者・関係者の**地域材、林業への関心の高まり**(←マスコミ等の事業取り上げ、関連広報)
- 3 **地域材利用、地域活性化への幅広い取組体制の構築**(←全国各地の住宅施工等業者の登録。公的部門では公共建築物等木材利用方針策定市町村が1,200弱)
- 4 地域材をより活用した**木造住宅・木材製品への仕様変更、産地等を証明する合法木材認証事業者等の増加**(←要件クリアの取組)
- 5 **地域農林水産品、農山漁村地域体験型旅行の購入の増加**(←相当数のラインナップ)

<課題>

事業の一層の周知、取組体制継続のための工夫・対応、地域材の効率的・安定的供給の確保等

国産材の利用拡大に向けた住宅分野での取組

A社の取組

- 大手住宅メーカーA社では、これまでも供給する住宅の部材の過半が国産材であったが、木材利用ポイント事業を受け、構造部材等にさらなる国産材の使用を検討し、国産材率が6割以上へ。
- また、A社の住宅が木材利用ポイントの付与対象であることや国産材を利用することの意義を消費者に積極的にアピール。

B社の取組

- 大手住宅メーカーB社では、木材利用ポイント事業による国産材需要の高まりや、事業者間に構築されつつある新しいネットワークを活かした新たな商品開発に着手。
- これにより、梁や柱の国産材化を実現するとともに、木曽ヒノキや秋田スギ等の高品位な材を活用することで、従来よりも付加価値の高い住宅を供給。

C社の取組

- 木造戸建て住宅を主力とする地場ビルダーのC社では、木材利用ポイント事業に対応すべく、柱材及び土台について、国産材に全面的に切替。

D社の取組

- 国産材製材を生産するD社では、枠組壁工法（2×4工法）で木材利用ポイントを利用したいビルダーのニーズに対応するため、同社のJAS認定工場にてスギのスタッド（2×4部材）の製造準備に着手。
- 当面は既存施設で製造するが、年内にも専用ラインを導入し、供給力を大幅に強化。

ポイントと交換できる交換商品等の例

【地域の農林水産品等】

(商品例)

・ 木材製品

地域の間伐材を使用した木製玩具、〇〇県産材を使用した木製雑貨、〇〇ひのきを使用した木製コースター等



・ 農林水産物等

〇〇牛のすき焼きセット、〇〇産コシヒカリ、〇〇県産のみかんを使用し、〇〇港で水揚げされた旬の本鮪等

・ 地域の木材を利用した家具

〇〇県産のスギを利用した椅子、
〇〇県産材のヒノキを利用したダイニングテーブル等



【農山漁村地域における体験型旅行】

(商品例)

- ・ 〇〇ホテル+森林トレッキングツアー1泊2日。□□リゾートに1泊し、雄大な天然林の中で森の散策を体験する旅行
- ・ 〇〇旅館+農村体験・2泊3日。〇〇旅館に1泊し、農村の様々な人と触れあいながら、農業等農村の暮らしを体験する旅行



【森林づくり・木づかい活動団体】

(団体の活動例)

- ・ 放置されている人工林や竹林等を市民ボランティアの手で間伐や除伐など森林の整備を実施
- ・ 木を使うことの意義、地域の木材を利用することの意義、木使いの製品等の紹介等を行う活動を実施



【その他】

一般型商品券・プリペイドカード、農林水産品関連商品、地域・中小企業型商品券、東日本大震災で被災した地方公共団体への寄附

【即時交換】

ポイント発行対象工事と同一の登録工事業者が、ポイント発行対象となる工事と一体的に実施する、別の木材を使用した工事にポイントを充当。

【木材製品】

・テーブル(杉)



・テーブル(杉)



・椅子(杉)



・椅子(桧)



・書架(桧)



・学習机 (杉)



・パーテーション(桧)



・ベッド(杉)



【木質ペレットストーブ】



【薪ストーブ】





木造住宅(個別申請) + 内装・外装木質化用

窓口使用欄
発行・交換申請書用シールは必ず付け欄

木材利用ポイント

発行・交換申請書

本申請書はコピーをとって、ポイント発行申請後も大切に保管してください。

こちらの申請書に黒のボールペンで必要事項を漏れなく記入し、添付書類とあわせて申請してください。

フリガナ 氏名	ハヤシ 林 太郎	電話番号	03 - 1111 - 0000
申請者氏名	太郎	生年月日	090 - 1111 - XXXX 性別: 大正 (昭和) 平成: 00年 ΔΔ月 XX日
フリガナ	トウキョウ 東京	市(区)町(村)	〇〇マチ 〇〇町 1-2-3 (住所は必ずにご記入ください。)
申請者の住所 ※各棟別住所の 記号先です。	トウキョウ 東京	市(区)町(村)	〇〇町 1-2-3

マンションアパート名・棟番号(図面番号を必ずご記入ください)

フリガナ 知像住宅の 住所 ※上記の申請書の 住所と同一の筆 名も必ずご記入 ください。	トウキョウ 東京 千代田 千代田 市(区)町(村) 市(区)町(村) 千代田 〇〇町 4-5-6 (住所は必ずにご記入ください。)
工事内容 工事証明書を提出の上ご記入ください。	住居目的の建物であること <input checked="" type="checkbox"/> はい
登録工事業者 番号	13 - ΔΔΔX△▽▽▽ 登録工事業者名 〇〇工務店株式会社
工事着手日 ※工事証明書を提出の上 ご記入ください。	平成 25 年 7 月 1 日 工事完了日 平成 25 年 12 月 13 日 ※工事証明書を提出の上 ご記入ください。
木造住宅 該当するものすべてに あててください。	<input type="checkbox"/> ① 80㎡未満の場合 <input checked="" type="checkbox"/> ② 80㎡以上 95㎡未満の場合 <input type="checkbox"/> ③ 95㎡以上 110㎡未満の場合 <input type="checkbox"/> ④ 110㎡以上 125㎡未満の場合 <input type="checkbox"/> ⑤ 125㎡以上の場合 延べ床面積(㎡) 対象地盤の重(㎡) 4㎡以上 5㎡以上 6㎡以上 7㎡以上 8㎡以上
内装・外装 木質化 該当するものすべてに あててください。	<input checked="" type="checkbox"/> ① 床 (8㎡以上に限る) <input checked="" type="checkbox"/> ② 内装 (8㎡以上に限る) <input checked="" type="checkbox"/> ③ 外壁 (10㎡以上に限る) <input checked="" type="checkbox"/> ④ 外壁(新規外壁材) ① 床 21,000 ポイント 20㎡以上25㎡未満 3㎡増 7,000 ポイント ② 内装 15,000 ポイント 20㎡以上25㎡未満 3㎡増 5,000 ポイント ③ 外壁 15,000 ポイント 20㎡以上25㎡未満 3㎡増 15,000 ポイント ④ 外壁(新規外壁材) 15,000 ポイント 20㎡以上25㎡未満 3㎡増 7,000 ポイント
発行ポイント 該当するものすべてに あててください。	<input type="checkbox"/> ⑤ 東日本大震災特定被災区域(※) 500,000 ポイント <input checked="" type="checkbox"/> ⑥ その他地域 300,000 ポイント 発行ポイント数 (欄+欄の合計、ただし、欄の上限は300,000ポイントとなります。) 571,000 ポイント

※東日本大震災に該当するものの特別の財政援助及び助成に関する法律(平成23年法律40号)第2条第3項の特定被災区域にある住宅について東日本大震災により「全壊」「大規模半壊」又は「半壊」した旨の防災証明を取得した者等が、当該区域において新築、増築又は購入した木造住宅が対象となります。

2枚目に続きます。

※この用紙を出力する際は、必ずA4サイズ(タテ)で出力してください。

※必ず、ご記入ください。

1枚目に記入した申請者氏名を
記入してください。



申請者氏名

姓

林

名

太郎

木造住宅(棟別申請)+内装+外装木質化用 2枚目

C

ここでは、今回発行されるポイントを商品等に交換するための申請を行うことができます。商品等の詳細については、木材利用ポイントのホームページをご確認ください。

一般型商品券・プリペイドカード(農林水産関連商品券を除く)がSカテゴリ商品となります。即時交換およびSカテゴリ商品への交換の合計ポイントは、発行されるポイントの1/2(半分)までとします。

※即時交換の際には別途「即時交換申請書」等が必要となります

以下の場合、ポイント発行後に郵送されるポイント通知に記載された方法に従って商品と交換してください。ただし、即時交換を行う場合については今回の申請で行う必要があります。

- ・今回の申請で発行されるポイントの全てを商品等に交換しない場合(残りのポイントがある場合)
- ・9つ以上の商品と交換する場合

即時交換およびSカテゴリ商品との交換はこちら

即時交換およびSカテゴリ商品への交換の
合計ポイントは発行されるポイントの
1/2(半分)までとします。

ポイント利用方法	即時交換利用ポイント数	発行ポイント数	利用ポイント数
即時交換		571000	200000
$\frac{571000}{2} \times 1 = \text{上限 } 285500 \text{ ポイント}$			
商品交換(4つまで/残りあり)	商品コード S△△△ 商品コード S□□△ 商品コード S 商品コード S	商品交換 ※お好みのものを記入ください 商品コード ▽△-0000 商品コード 2211 商品コード 商品コード 	① 残りポイント数 $285500 - 30000 \times 1 = 255500$ ② 残りポイント数 $255500 - 20000 \times 1 = 235500$ ③ 残りポイント数 $235500 \times \square = \square$ ④ 残りポイント数 $\square \times \square = \square$

Sカテゴリ以外の商品との交換はこちら

商品交換(4つまで/残りあり)	商品交換 ※お好みのものを記入ください。	利用ポイント数
Sカテゴリ以外	商品コード ×△△△ 商品コード ▽000 商品コード 商品コード 	① 残りポイント数 $235500 \times 1 = 235500$ ② 残りポイント数 $235500 \times 2 = 100000$ ③ 残りポイント数 $100000 \times \square = \square$ ④ 残りポイント数 $\square \times \square = \square$

ポイント
利用情報

発行ポイント数 571000 - 利用ポイント数(①~④の合計) 500000 = 残り利用可能ポイント数 71000

3枚目に続きます。

この申請書にて即時交換および商品交換を行わない場合も、上段に氏名を記入していただきお送りください。
※この用紙を出発する際は、必ずA4サイズ(タテ)で出力してください。

(参考) 木材利用ポイント事業の内容

■木材利用ポイント事業とは…

地域材の適切な利用を確保することは、我が国における森林の適正な整備・保全、地球温暖化防止などに貢献し、農山漁村地域の振興に大きく貢献するものです。



このため、関係者による地域材の需要拡大の取組を促進し、地域材需要を大きく喚起する対策として、地域材の利用に対してポイントを付与し、農山漁村地域経済全体への波及効果を及ぼす取組への支援を行います。



ポイント発行対象

木材利用ポイント事務局に登録された事業者が工事し又は製造する以下のものです。

1 木造住宅の新築・増築又は購入

- 平成25年4月1日～平成26年3月31日に工事に着手したもの
- 対象工法※1によるものであり、主要構造材及び間柱において、対象地域材※2を材積の過半に相当する量以上※3を使用するもの
- 使用する対象地域材の産地・樹種を看板等により広く表示するもの

2 内装・外装木質化工事(床、内壁及び外壁)

- 平成25年4月1日～平成26年3月31日に工事に着手したもの
- 対象地域材が過半を占める建築材料を使用する一定面積以上(床及び内壁では9㎡以上、外壁では10㎡以上)の工事

3 木材製品及び木質ペレットストーブ・薪ストーブの購入

- 平成25年7月1日～平成26年3月31日までに購入されたもの
- 公募により選定されたもの(公募:平成25年5月1日～平成25年5月24日)
 - ・ 木材製品:製品の重量又は体積の3割以上が木材であること。対象地域材※2を0.01㎡以上使用し、かつ、1製品ごとに対象地域材を当該製品に使用される木材の材積の過半使用すること 等
 - ・ 木質ペレットストーブ・薪ストーブ:木質ペレット又は薪を燃料とするストーブ 等

樹種または地域を示して、あらかじめ定める以下の工法のほか、県協議会の推薦を受け、基金管理委員会が事業目的に照らし適切と認めたもの※4

(あらかじめ定める工法)

- スギ、ヒノキ、カラマツ、トドマツ、アカマツ、クロマツ、リュウキュウマツ又はアスナロを主要構造材等として過半使用する木造軸組工法
- スギ、ヒノキ、カラマツ、トドマツを主要構造材等として過半使用する丸太組構法
- スギ、ヒノキ、カラマツ、トドマツを主要構造材等として過半使用する枠組壁工法

※4 住宅建築や材の調達・加工等を通じ、地域の雇用、経済に対する大きな波及効果が明らかかなもの。

次の(1)及び(2)のいずれも満たすもの

- (1) 産地等が証明される木材(以下のいずれか)
 - ① 都道府県による産地証明制度等により認証されるもの
 - ② 民間の第三者機関により認証された森林から産出されるもの
 - ③ 「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」に基づき合法性が証明されるもの
- (2) 資源量が増加しているものであって、あらかじめ定める以下の樹種のほか、基金管理委員会が、事業目的に照らし適切と認めたもの※5

(あらかじめ定める樹種)

- スギ、ヒノキ、カラマツ、トドマツ、アカマツ、クロマツ、リュウキュウマツ及びアスナロを指定

※5 対象地域材の使用を通じ、地域の雇用、経済に対する大きな波及効果が明らかかなもの。

材積の過半以上に相当する量(※3)

延べ床面積	主要構造材・間柱(並びに基準を満たす構造用合板及び木杭)※6 に対する対象地域材の量
80㎡未満	4㎡
80㎡以上 95㎡未満	5㎡
95㎡以上 110㎡未満	6㎡
110㎡以上 125㎡未満	7㎡
125㎡以上	8㎡

※6 主要構造材(柱、梁、桁、土台)
構造用合板(壁に使用する厚さ12mm以上のもの並びに床に使用する厚さ24mm以上のものに限る)
木杭(木造住宅の新築時に地盤補強が必要な場合、地盤補強材として木杭を使用する場合)

発行されるポイント

各ポイント付与対象工事等の内容、規模に応じて、木材利用ポイントを付与します。(1ポイント1円相当)

1 木造住宅 1棟当たり30万ポイント※7 (※7 特定被災区域の住宅であって、「全壊」等と認定された場合は、1棟当たり50万ポイント)

2 内装・外装木質化 内装及び外装木質化工事の合計ポイント付与数の上限は30万ポイント

床	新築	9㎡ 2.1万ポイント	以降3㎡増えるごとに7千ポイントを加算
	リフォーム	9㎡ 3万ポイント	以降3㎡増えるごとに1万ポイントを加算
内壁	新築	9㎡ 1.5万ポイント	以降3㎡増えるごとに5千ポイントを加算
	リフォーム	9㎡ 2.1万ポイント	以降3㎡増えるごとに7千ポイントを加算
外壁	木質系外壁材	10㎡ 1.5万ポイント	以降10㎡増えるごとに1.5万ポイントを加算
	新規外壁材※8	10㎡ 7千ポイント	以降10㎡増えるごとに7千ポイントを加算

※8 新規外壁材とは、外壁に使用するために新規に開発された建築材料であって、今後普及が見込まれると有識者委員会が認めたもの

3 木材製品及び木質ペレットストーブ・薪ストーブ 1製品あたりのポイント付与数の上限は10万ポイント (製品の価格帯ごとに、その下限の価格の10%相当のポイント)

ポイントの交換対象

〇〇限り

- 地域の農林水産品等
- 農山漁村地域における体験型旅行
- 商品券
 - ・ 全国商品券・プリペイドカード(農林水産品関連商品券を除き、森林づくり・木づかい活動に対する寄附を行うものに限る)^{※9}
 - ・ 地域商品券
- 森林づくり・木づかい活動に対する寄附
- 特定被災地域に対する寄附
- 即時交換(木材利用ポイントの発行対象となる工事により取得したポイントを、当該工事を行った登録工事業者が当該工事と一体的に実施する別の木材を使用した工事等の代金に充当すること)

※9 全国商品券・プリペイドカード(農林水産品関連商品券を除く)への交換、即時交換を行う場合、付与されたポイントの50%を上限に利用することができます。

ポイントの申請方法

ポイントの発行申請は、工事発注者及び、住宅購入者(代理人可)が、申請書に必要事項を記入し、証明書類(法人の实在証明ができる書類、申請者本人確認書など)等とあわせて郵送又は各地に設けられる申請窓口にて行います。

ポイントの申請期間

- ポイントの発行申請受付及び商品等の交換申請受付は、平成25年7月1日から始まります。
- ポイントの発行額が予算額に達した場合には、申請期限が終了する前であってもポイントの発行を終了することとします。なお、ポイントの発行額が予算額を超えると予想される場合は、混乱をきたさないよう事前に周知を行います。

その他

ポイントが発行されるためには、あらかじめ事務局に登録事業者等として登録が行われることが必要です。このため、工事を施工した事業者等の登録がなされなかった場合は、ポイントの申請ができないことにご注意ください。

木材利用ポイントについての相談窓口



専用コールセンター 0570-666-799(有料)

受付時間:9時00分～17時00分(土・日・祝日も受け付けます)
お電話される際は、番号のかけ間違いがないよう十分ご注意ください。



申請方法、申請書式、全国の申請窓口、交換商品の検索等詳しくは、木材利用ポイント事務局ホームページをご覧ください。

<http://mokuzai-points.jp/index.html>